

国立大学法人熊本大学有期雇用職員給与規則

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 基本給の決定（第6条・第7条）
- 第3章 手当（第8条―第15条）
- 第4章 賞与（第16条）
- 第5章 給与の減額（第17条・第18条）
- 第6章 給与の計算（第19条―第22条）
- 第7章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学有期雇用職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下「有期雇用職員就業規則」という。）第17条の規定に基づき、国立大学法人熊本大学職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下「職員就業規則」という。）第2条第4号及び第5号に規定する職員並びに第6号の有期再雇用職員の給与に関し必要な事項を定める。

（定義）

第1条の2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有期雇用職員 職員就業規則第2条第1項第4号に規定する職員をいう。
- (2) 無期転換職員 職員就業規則第2条第1項第5号に規定する職員をいう。
- (3) 有期再雇用職員 職員就業規則第2条第1項第6号の有期再雇用職員をいう。
- (4) 有期雇用職員等 有期雇用職員、無期転換職員及び有期再雇用職員をいう。
- (5) フルタイム職員 有期雇用職員等で、有期雇用職員就業規則第2条第4項第1号に定めるフルタイム職員をいう。
- (6) パートタイム職員 有期雇用職員等で、有期雇用職員就業規則第2条第4項第2号に定めるパートタイム職員をいう。

（給与の種類）

第2条 有期雇用職員等の給与は、予算の範囲内で支給するものとし、その種類は、次に掲げる有期雇用職員等の区分に応じ、当該各号に掲げる給与とする。

- (1) フルタイム職員 基本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、時間外診療担当手当、救急勤務医手当、時間外分娩手当、診療手当、新生児医療担当医手当、産科専攻医手当、指導医手当、監査担当医師手当、教員免許状更新講習講師手当、臨床研修必修化手当、ME危険業務従事手当、副保育園長手当、専門技師等手当、待機手当及び賞与
- (2) パートタイム職員 基本給、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、時間外診療担当手当、救急勤務医手当、時間外分娩手当、新生児医療担当医手当、教員免許状更新講習講師手当、保育指導手当、専門技師等手当及び待機手当

（基本給）

第3条 有期雇用職員等の受ける基本給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他勤務条件を考慮したものとする。

2 基本給単価は、フルタイム職員にあっては日給又は年俸給、パートタイム職員にあっては

ては時間給又は年俸給とし、それぞれ次に掲げる単価表の額による。

- (1) 一般職基本給表（一）日給・時間給単価表（別表第1）
- (2) 一般職基本給表（二）日給・時間給単価表（別表第2）
- (3) 教育職基本給表（一）日給・時間給単価表（別表第3）
- (4) 教育職基本給表（二）時間給単価表（別表第4）
- (5) 教育職基本給表（三）時間給単価表（別表第5）
- (6) 医療職基本給表（一）時間給単価表（別表第6）
- (7) 医療職基本給表（二）時間給単価表（別表第7）
- (8) 医員・医員（研修医）日給・時間給単価表（別表第8）
- (9) 卓越教授年俸給単価表（別表第9）
- (10) シニア教授・シニア准教授年俸給・時間給単価表（別表第10）
- (11) その他の日給・時間給単価表（別表第11）

3 有期雇用職員等のうち、その採用が特に困難である者又は特別の事由がある者の基本給の単価は、第2項に規定する単価表の額にかかわらず、国立大学法人熊本大学の長（以下「学長」という。）が定める単価の額による。

4 有期雇用職員のうち、特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教（以下「特命教員」という。）の受ける基本給単価は年俸給とし、個別に定める額とする。

（賞与）

第4条 賞与は、国立大学法人熊本大学職員給与規則（平成16年4月1日制定。以下「職員給与規則」という。）第39条に規定する期末手当及び第40条に規定する勤勉手当の相当給与とする。

（給与の支給日）

第5条 有期雇用職員等の給与（賞与を除く。）は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、第3条第2項及び第3条第4項に規定する年俸給により基本給単価が定められる者（卓越教授、特命教員並びにフルタイム職員のうちシニア教授又はシニア准教授であるものをいう。以下「年俸給適用者」という。）の給与のうち第19条の2に規定する月額基本給、通勤手当及び住居手当はその月の月額的全額を毎月17日に、第10条から第14条の4までに規定する手当、第14条の6に規定する手当及び第14条の8から第14条の10までに規定する手当はその月の分を翌月17日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たる場合 15日
- (2) 17日が土曜日に当たる場合 16日
- (3) 17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たる場合 18日

3 フルタイム職員（医員、医員（研修医）及び年俸給適用者を除く。）の賞与は、職員給与規則第7条第2項の規定により支給する。

第2章 基本給の決定

（基本給の決定）

第6条 フルタイム職員の日給及び年俸給並びにパートタイム職員の時間給及び年俸給の単価の額は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等を考慮し、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 第3条第2項に定める単価表の適用を受ける職員 その者の採用日の属する年度の前年度の末日における年齢に応じ、同表の前年度末年齢欄に対応する号給の単価の額又は職種欄若しくは職名欄に対応する単価の額。ただし、年俸給適用者については、別に定めるところにより決定された号給の単価の額とする。
- (2) 第3条第3項の学長が単価の額を定める職員 国立大学法人熊本大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準（平成16年4月1日制定）第9条、第10条、第12条から第14条まで又は第16条の規定による職員の基本給の相当額（第2条に規定する

予算に制限がある場合は、その範囲内の額とする。)

(3) 特命教員 学長がその都度定める額

- 2 前項により単価の額を決定された者のうち、国立大学法人熊本大学職員給与規則別表第12(以下「調整額表」という。)に定める勤務箇所に勤務し、同表の職員欄に掲げる職員と同種の職及び職種のものについては、同表の調整数欄に掲げる調整数に応じ単価表に掲げる同数の調整数欄の当該号給の額とする。

(給与の改定)

第7条 給与の改定は次のとおりとする。

- (1) 給与は、職員給与規則第1条に規定する職員の給与が改定された場合は、それぞれの給与額を改定することができるものとする。
- (2) 基本給は、職務の内容その他勤務条件に変更が生じた場合には、その額を改定することができる。

第3章 手当

(住居手当)

第8条 住居手当は、フルタイム職員のうち雇用期間が3か月以上におよぶものが、職員給与規則第16条第1項に規定する住居手当の支給要件を満たすときに、同条の規定により同手当の相当額を支給することができる。ただし、有期再雇用職員、医員、医員(研修医)、卓越教授、シニア教授及びシニア准教授には支給しない。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、有期雇用職員等のうち雇用期間が1か月以上におよぶものが、職員給与規則第17条第1項に規定する通勤手当の支給要件を満たすときに、同条の規定により同手当の相当額を支給することができる。

(特殊勤務手当)

第10条 特殊勤務手当は、有期雇用職員等が職員給与規則第20条から第28条までに規定する作業等に従事したときに、同条の規定により同手当の相当額を支給する。

(超過勤務手当)

第11条 超過勤務手当は、職員給与規則第34条に規定する時間外勤務を命じられた有期雇用職員等が、当該時間外勤務をした全時間に対して、勤務1時間につき、この規則第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(パートタイム職員にあっては、その者の1日の所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、7時間45分に達するまでの間における時間外勤務については100分の100)を、当該勤務が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われた場合は100分の150(パートタイム職員にあっては、その者の1日の所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、7時間45分に達するまでの間における時間外勤務については100分の125)を乗じて得た額の相当額を支給する。

- 2 時間外勤務の時間が1か月について60時間を超えた場合におけるその超えた時間に係る前項の規定の適用については、「100分の125」とあるのは「100分の150」と、「100分の100」とあるのは「100分の150」と、「100分の150」とあるのは「100分の175」とする。

(休日給)

第12条 休日給は、職員給与規則第35条に規定する休日に業務上の必要により勤務を命じられた有期雇用職員等に、勤務を命じられた全時間に対して、勤務1時間につき、この規則第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額の相当額を支給する。

- 2 前条に規定する時間外勤務の時間に前項に規定する休日勤務の時間を加えて得た時間が1か月について60時間を超えた場合におけるその超えた時間に係る前項の規定の適用については、「100分の135」とあるのは「100分の150」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

(夜勤手当)

第13条 夜勤手当は、有期雇用職員就業規則第27条第4項の規定により勤務時間が深夜に割り振られた有期雇用職員等が、当該深夜勤務をした全時間に対して、勤務1時間につき、この規則第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の25を乗じて得た額の相当額を支給する。

(宿日直手当)

第14条 宿日直手当は、フルタイム職員又はパートタイム職員(医員、卓越教授、シニア教授及びシニア准教授に限る。)が有期雇用職員就業規則第31条に規定する宿日直勤務を命ぜられたときに支給する。ただし、医員(研修医)には支給しない。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 6,800円(次号の宿日直勤務を除く。)

(2) 医師の宿日直勤務にあつては、21,000円

(時間外診療担当手当)

第14条の2 時間外診療担当手当は、病院において、診療業務に従事するフルタイム職員又はパートタイム職員(医員、卓越教授、シニア教授及びシニア准教授に限る。)のうち、勤務時間外又は休日に救急の外来患者及び病状が急変した入院患者等の診療業務の担当を命ぜられたものに支給する。

2 前項の手当額は、1担当あたり21,000円とする。

(救急勤務医手当)

第14条の3 救急勤務医手当は、病院において、夜間(午後6時から翌日午前8時までをいう。以下この条及び次条において同じ。)又は休日の昼間(午前8時から午後6時までをいう。以下この条及び次条において同じ。)に救急患者、周産期患者等の救急診療に従事した医師に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の区分に定める額とする。

職員の区分	勤務の区分	手当額
診療に従事したときに国立大学法人熊本大学有期雇用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年4月1日制定。以下「有期雇用職員勤務時間等規則」という。)第3条又は第4条の規定により勤務が割り振られている医師	夜間	6,000円
	休日の昼間	4,000円
前項に該当する医師以外の医師	夜間	18,000円
	休日の昼間	12,000円

3 救急勤務医手当は、第1項に規定する業務について、第11条に規定する超過勤務手当、第12条に規定する休日給、第14条の2に規定する時間外診療担当手当又は次条に規定する時間外分娩手当が支給される日には支給しない。

(時間外分娩手当)

第14条の4 時間外分娩手当は、病院において、夜間又は休日の昼間に分娩業務に従事した医師(産科医、婦人科医及び小児科医に限る。)に支給する。

2 前項の手当の額は、その分娩(多胎分娩を含む)1件につき、20,000円とする。

3 時間外分娩手当は、第1項に規定する業務について、第11条に規定する超過勤務手当又は第12条に規定する休日給が支給される日には支給しない。

(診療手当)

第14条の5 診療手当は、フルタイム職員のうち医員であるものが、病院の診療業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当額は、診療業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる診療業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 診療業務の従事時間が1日のうち4時間を超えるもの 2,300円

(2) 診療業務の従事時間が1日のうち4時間以下のもの 1,150円

(新生児医療担当医手当)

第14条の6 新生児医療担当医手当は、病院において、NICUに入院した 新生児の主治医を担当する医師に支給する。

2 前項の手当の額は、新生児1人につき、10,000円とする。

(産科専攻医手当)

第14条の7 産科専攻医手当は、病院の産科の医員で日本産科婦人科学会認定の日本産婦人科専門医(以下「専門医」という。)の取得を目的として、指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けているものに支給する。

2 前項の手当額は、月額50,000円とする。

3 産科専攻医手当の支給は、採用日の属する月から開始し、専門医を取得した日の属する月をもって終わる。

(指導医手当)

第14条の8 指導医手当は、病院において、医員(研修医)に対し医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2第1項に規定する臨床研修において指導を行ったフルタイム職員のうち医員、非常勤教員、卓越教授、特命教員、シニア教授及びシニア准教授であるもの(以下「指導医」という。)に支給する。

2 前項の手当の月額、次に掲げる指導医の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 医師免許又は歯科医師免許を取得した日(以下「免許取得日」という。)から7年以上の期間を経過した指導医で、医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について(平成16年3月18日医政発第0318008号)又は歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について(平成16年6月17日医政発第0617001号)に基づく講習会を修了したもの 15,000円

(2) 免許取得日から7年以上の期間を経過した指導医(前号の指導医を除く。) 10,000円

(3) 免許取得日から2年以上7年未満の期間を経過した指導医 5,000円

(監査担当医師手当)

第14条の9 監査担当医師手当は、病院において、診療録の監査及び記載の指導を命ぜられたフルタイム職員のうち医員、非常勤教員、卓越教授、特命教員、シニア教授及びシニア准教授であるものに支給する。

2 前項の手当の月額、5,000円とする。

(教員免許状更新講習講師手当)

第14条の10 教員免許状更新講習講師手当は、有期雇用職員等が教員免許状更新講習において講師業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1時間につき8,000円とする。

3 有期雇用職員就業規則第34条第1項に定める休日又は有期雇用職員勤務時間等規則第3条若しくは第4条の規定により休日となった日に教員免許状更新講習の講師業務に従事した場合は、第12条に規定する休日給は教員免許状更新講習講師手当に含まれるものとみなし、当該休日給は支給しない。ただし、休日給の額が教員免許状更新講習講師手当の額を超える場合は、当該休日給を支給し、教員免許状更新講習手当は支給しないものとする。

(臨床研修必修化手当)

第15条 臨床研修必修化手当は、フルタイム職員のうち医員(研修医)が、病院の作成する卒後研修プログラムに基づく臨床研修に従事したときに支給する。

2 前項の手当額は、臨床研修に従事した日1日につき、医科にあつては5,500円、歯科にあつては1,100円とする。

(ME危険業務従事手当)

第15条の2 ME危険業務従事手当は、病院の中央手術部又は血液浄化療法部において勤務するフルタイム職員のうち臨床工学技士であるものに支給する。

- 2 前項の手当の月額は、9, 200円とする。
- 3 第1項の臨床工学技士が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務災害又は通勤災害により勤務しなかった場合を除く。)は、その月のME危険業務従事手当は支給しない。
(保育指導手当)
- 第15条の3 保育指導手当は、こばと保育園に勤務する保育士のうち、クラス担任を命ぜられたものに支給する。
- 2 前項の手当の月額は、4, 000円とする。
(副保育園長手当)
- 第15条の4 副保育園長手当は、こばと保育園に勤務する指導保育士のうち、副保育園長を命ぜられたものに支給する。
- 2 前項の手当の月額は、26,900円とする。
(専門技師等手当)
- 第15条の5 専門技師等手当は、別に定める専門技師等の各種認定を受けている臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、栄養士、看護師、助産師、准看護師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技術職員、視能技術職員、理学療法技術職員及び作業療法技術職員で、専門技師等の業務に従事するものに支給する。
- 2 前項の手当の月額は、5,000円又は3,000円とする。
(待機手当)
- 第15条の6 待機手当は、病院の医員のうち、勤務時間外又は休日における病理解剖業務を行うための呼出しに備え、予め計画的に待機を命ぜられたものに支給する。
- 2 前項の手当額は、待機1回につき1,000円とする。

第4章 賞与

(期末手当及び勤勉手当)

- 第16条 期末手当及び勤勉手当は、フルタイム職員のうち雇用期間が6ヶ月以上におよぶものが、職員給与規則第39条又は第40条に規定する支給要件を満たすときに、これらの規定により算定した期末手当及び勤勉手当の相当額を支給することができる。ただし、医員、医員(研修医)、卓越教授、特命教員、シニア教授及びシニア准教授には支給しない。
- 2 前項本文の期末手当及び勤勉手当の相当額の算定に当たっては、職員給与規則第39条又は第40条の基本給の月額は、その者の日給額に21を乗じて得た額とする。

第5章 給与の減額

(休業者等の給与)

- 第17条 有期雇用職員等有期雇用職員就業規則第37条第1項の規定により育児休業している期間については、給与を支給しない。
- 2 育児休業をしているフルタイム職員のうち職員給与規則第43条第2号に掲げるものに準ずる者については、前項の規定にかかわらず、前条の規定により期末手当及び勤勉手当の相当額を支給することができる。
- 3 有期雇用職員等有期雇用職員就業規則第38条の規定により介護休業している期間については、給与を支給しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、介護休業をしているフルタイム職員については期末手当及び勤勉手当の相当額を支給することができる。
- 5 有期雇用職員就業規則第37条第2項の規定する育児短時間勤務又は同規則第38条に規定する介護短時間勤務をしているフルタイム職員の給与については、この規則第19条に規定する1時間当たりの給与額を勤務時間数に乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び勤勉手当の相当額の算定に当たっては、前条の規定による。

6 有期雇用職員等が有期雇用職員就業規則第37条第3項に規定する育児時間又は同規則第38条に規定する介護時間により勤務しない期間については、次条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、この規則第19条に規定する1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第18条 有期雇用職員等が勤務しないときは、休日又は有給休暇として承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第6章 給与の計算

(勤務1時間当たりの給与額)

第19条 勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる有期雇用職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) フルタイム職員のうち基本給単価が日給で定められるもの 日給単価の額並びに診療手当、臨床研修必修化手当、放射線取扱手当、新生児医療担当医手当、産科専攻医手当、指導医手当、監査担当医師手当、ME危険業務従事手当及び副保育園長手当の額(放射線取扱手当、新生児医療担当医手当、産科専攻医手当、指導医手当、監査担当医師手当、ME危険業務従事手当、副保育園長手当及び専門技師等手当にあっては、それぞれの手当の月額を20で除して得た額とする。)の合計額を1日の所定の勤務時間数7.75(7時間45分)で除して得た額

(2) フルタイム職員のうち基本給単価が年俸給で定められるもの 年俸給の単価の額に放射線取扱手当、新生児医療担当医手当、指導医手当、監査担当医師手当及びME危険業務従事手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を加えて得た額を1日当たりの勤務時間に年間所定労働日数を乗じたもので除して得た額

(3) パートタイム職員のうち基本給単価が時間給で定められるもの 時間給単価の額並びに放射線取扱手当、保育指導手当及び専門技師等手当の月額をそれぞれ120で除して得た額の合計額

(4) パートタイム職員のうち基本給単価が年俸給で定められるもの 年俸給の単価の額を1日当たりの勤務時間に年間所定労働日数を乗じたもので除して得た額並びに放射線取扱手当の月額を120で除して得た額の合計額

(年俸給適用者の月額基本給の支給及び日割り計算)

第19条の2 年俸給適用者のうちフルタイム職員であるものには基本給を12で除して得た額を、パートタイム職員であるものには基本給を12で除して得た額にその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(以下総称して「月額基本給」という。)を、年俸給適用者となった日から支給する。

2 年俸給適用者が退職し、又は解雇された場合には、その日までの月額基本給を支給する。

3 年俸給適用者が死亡により退職した場合には、その月までの月額基本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、月額基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数計算)

第20条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(給与の計算期間)

第21条 有期雇用職員等の給与の計算期間は、月の初日からその月の末日までとする。

2 第2条に規定する手当の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じたとき又はこ

これらの額に変更を生じたときは、翌月以降の第5条に規定する支給日においてその差額を追給し又は控除する。

(給与の支払)

第22条 有期雇用職員等の給与は、その全額を通貨で、直接有期雇用職員等に支払うものとする。ただし、次に掲げるものは、給与から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 介護保険料
- (4) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (6) 各事業場の労働者の代表者との書面による協定により賃金から控除することとしたもの
- (7) その他法令に別段の定めがあるもの

2 有期雇用職員等が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 給与を支払う場合は、有期雇用職員等ごとに賃金台帳を作成するものとする。

第7章 雑則

(雑則)

第23条 給与の支給その他この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日又は前々日においてフルタイム職員又はパート職員として在職していた職員が、引き続き同一の勤務態様で同一の基本給単価表の適用を受ける職員として、有期雇用職員就業規則第7条第2項の規定により再採用された職員で、その者が施行日に受ける基本給単価の額が、次項に規定する前年度単価の額に達しないこととなるものについては、前年度単価の額を基本給単価の額とする。
- 3 前年度単価の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) この規則による改正前の国立大学法人熊本大学臨時職員給与規則（以下「旧臨時職員給与規則」という。）附則別表第1、別表第1から別表第3まで又は別表第7から別表第11まで若しくは別表第12関係（非常勤教員単価表）に規定する基本給単価表（以下「旧基本給単価表」という。）の適用を受けていた職員施行日の前日又は前々日においてその者が受けていた旧基本給単価表の号給に対応する附則別表第1の号給の額
 - (2) 前号以外の職員 学長が別に定める額
- 4 前2項の規定によるほか、施行日に受ける基本給単価の額について、他の有期雇用職員との均衡を著しく失すると認められる職員については、学長が別に定めるところによる。
- 5 この規則による改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間は、歯科の臨床研修に従事した者に支給する臨床研修必修化手当は、卒後研修1年目の医員（研修医）に限り支給するものとする。
- 6 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条の規定による当該手当の算定については、国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年5月28日制定）による改正後の職員給与規則附則第7項の規定は、適用しない。
- 7 平成21年12月期に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条の規定による当該手当の算定に係る職員給与規則第39条第2項及び第40条第2項の適用については、第39条第2項中「100分の150」とあるのは「100分の160」と、第40

条第2項中「100分の70」とあるのは「100分の72」とする。

- 8 国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成26年12月25日制定。以下この項において「平成26年改正給与規則」という。)の施行の日から平成27年3月31日までの間における第9条の規定の適用については、同条中「職員給与規則」とあるのは、「平成26年改正給与規則による改正前の職員給与規則」として、同条に規定する通勤手当に関する当該手当の額を算定する。
- 9 平成26年12月期に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条の規定による当該手当の算定に係る職員給与規則第40条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の67.5」とする。

附則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年1月28日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年5月28日から施行する。

附則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年11月26日から施行する。

附則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

- 2 産科専攻医手当は、熊本県が実施する産科医等育成支援事業の実施期間中に限り、その支給を行う。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- この規則は、平成24年11月20日から施行し、改正後の第2条第1号、第14条の8、第14条の9及び第19条の規定は、平成24年10月1日から適用する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 25 日から施行し、改正後の附則第 9 項の規定は、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日までの間、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてフルタイム職員又はパート職員として在職していた職員が、引き続き同一の勤務態様で同一の基本給単価表の適用を受ける職員として、有期雇用職員就業規則第 7 条第 2 項の規定により再採用された職員で、その者が施行日に受ける基本給単価の額が、前年度単価の額に達しないこととなるものについては、前年度単価の額を基本給単価の額とする。
- 3 前項の規定によるほか、施行日に受ける基本給単価の額について、他の有期雇用職員との均衡を著しく失すると認められる職員については、学長が別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(単位:円)

一般職基本給表(一)									
号給	前年度末年齢	日給				時間給			
		調整数0	調整数1	東京地区	大阪地区	調整数0	調整数1	東京地区	大阪地区
51	～20	6,580	6,910	7,900	7,630	849	891	1,019	985
52	21～24	7,310	7,710	8,770	8,480	943	995	1,132	1,094
53	25～	8,350	8,750	10,010	9,680	1,077	1,129	1,292	1,249

備考 この単価表は、事務補佐員、技術補佐員(医療職基本給表の適用を受ける者、又は別表第11の単価表の適用を受ける者を除く。)、他の単価表の適用を受けない有期雇用職員に適用する。
ただし、熊本大学東京事務所に勤務する有期雇用職員は、この単価表における東京地区欄の当該号給とする。

別表第2(第3条関係)

(単位:円)

一般職基本給表(二)										
号給	前年度末年齢		日給				時間給			
	技能補佐員	臨時用務員	調整数0	調整数1	調整数2	調整数3	調整数0	調整数1	調整数2	調整数3
51	～22	～23	6,910	7,150	7,470	7,710	891	922	964	995
52	23～30	24～32	8,510	8,750	9,080	9,320	1,098	1,129	1,171	1,203
53	31～	33～	9,610	9,940	10,180	10,500	1,240	1,283	1,314	1,355

備考 この単価表は、技能補佐員及び臨時用務員に適用する。ただし、別表第11の単価表の適用を受ける者を除く。

別表第3(第3条関係)

イ (単位:円)

教育職基本給表(一)(イ)			
号給	前年度末年齢	日給	時間給
		調整数0	調整数0
51	～25	8,910	1,150
52	26～33	11,040	1,424
53	34～	12,630	1,630

備考 この単価表は、非常勤支援員に適用する。ただし、別表第11の単価表の適用を受ける者は除く。

ロ (単位:円)

教育職基本給表(一)(ロ)					
号給	前年度末年齢			日給	時間給
	文部科学研究員	産学官連携研究員	左記以外	調整数0	調整数0
51	～26	～26	～26	10,390	1,340
52	27～36	27～	27～36	13,270	1,712
53	37～	*****	37～	15,330	1,978

備考 この単価表は、非常勤教員、非常勤研究員及びその者の職務内容が助教又は助手相当と認められる者に適用する。ただし、別表第11の単価表の適用を受ける者は除く。

ハ (単位:円)

教育職基本給表(一)(ハ)			
号給	前年度末年齢	日給	時間給
51	～36	12,960	1,672
52	37～48	15,930	2,056
53	49～	18,310	2,363

備考 この単価表は、非常勤教員、非常勤研究員及びその者の職務内容が講師相当と認められる者に適用する。ただし、別表第11の単価表の適用を受ける者は除く。

二 (単位:円)

教育職基本給表(一)(二)			
号給	前年度末年齢	日給	時間給
51	～36	14,490	1,870
52	37～48	16,860	2,176
53	49～	19,170	2,473

備考 この単価表は、非常勤教員、非常勤研究員及びその者の職務内容が准教授相当と認められる者に適用する。ただし、別表第11の単価表の適用を受ける者は除く。

ホ (単位:円)

教育職基本給表(一)(ホ)			
号給	前年度末年齢	日給	時間給
51	～45	18,690	2,412
52	46～55	20,110	2,595
53	56～	22,100	2,851

備考 この単価表は、非常勤教員、非常勤研究員及びその者の職務内容が教授相当と認められる者に適用する。ただし、別表第11の単価表の適用を受ける者は除く。

別表第4(第3条関係) (単位:円)

教育職基本給表(二)(イ)		
号給	前年度末年齢	時間給
		調整数〇
51	～27	2,050
52	28～38	2,680
53	39～	3,050

備考 この単価表は、附属特別支援学校の非常勤講師に適用する。

別表第5(第3条関係) (単位:円)

教育職基本給表(三)(イ)		
号給	前年度末年齢	時間給
		調整数〇
51	～27	2,050
52	28～32	2,550
53	33～	2,760

備考 この単価表は、附属小学校・附属中学校の非常勤講師に適用する。

別表第6(第3条関係)

(単位:円)

医療職基本給表(一)				
号給	前年度末年齢	時間給		
		調整数0	調整数1	調整数2
51	～23	984	1,026	1,057
52	24～27	1,161	1,193	1,234
53	28～34	1,330	1,382	1,434
54	35～	1,472	1,514	1,564

備考 この単価表は、技術補佐員のうち、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、栄養士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技術職員、視能技術職員、理学療法技術職員、作業療法技術職員、医療技術に係る技術支援者及び医療技術に係る研究支援推進員に適用する。ただし、別表第11(二を除く。)の単価表の適用を受ける者は除く。なお、日給額については、時間給額に7.75(7時間45分)を乗じて得た額(その額に5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げた額)とする。

別表第7(第3条関係)

イ

(単位:円)

医療職基本給表(二)(イ)				
号給	前年度末年齢	時間給		
		調整数0	調整数1	調整数2
51	～21	995	1,046	1,088
52	22～27	1,213	1,268	1,320
53	28～	1,371	1,414	1,465

備考 この単価表は、技術補佐員のうち、准看護師に適用する。なお、日給額については、時間給額に7.75(7時間45分)を乗じて得た額(その額に5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げた額)とする。

ロ

(単位:円)

医療職基本給表(二)(ロ)				
号給	前年度末年齢	時間給		
		調整数0	調整数1	調整数2
51	～24	1,193	1,257	1,309
52	25～29	1,382	1,445	1,496
53	30～34	1,519	1,569	1,630
54	35～39	1,698	1,747	1,810
55	40～44	1,852	1,913	1,964
56	45～	1,944	1,995	2,056

備考 この単価表は、技術補佐員のうち、看護師、助産師、厚労科研技術支援者(看護医療に係るもの)に適用する。ただし、別表第11(二を除く。)の単価表の適用を受ける者は除く。なお、日給額については、時間給額に7.75(7時間45分)を乗じて得た額(その額に5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げた額)とする。

別表第8(第3条関係)

(単位:円)

区分	日給	時間給
医員	11,280	1,455
医員(研修医)	9,075	*****

備考 この単価表は、医員及び医員(研修医)に適用する。ただし、歯科医師免許取得後最初の4月1日から3月31日までの間に雇用される医員の日給額は9,075円とする。

別表第9(第3条関係)

号給	年俸給
1	9,507,600
2	9,760,800
3	10,239,600
4	10,748,400
5	10,977,600
6	11,110,800
7	11,208,000
8	14,718,000
9	17,146,800
10	19,807,200
11	21,765,600

備考

- この単価表は、年俸給適用者に適用する。
- 医師免許を有する者の年俸給は、当該者の号給に対応する年俸給欄に掲げる額に60万円を加えた額とする。

別表第10(第3条関係)

職種	年俸給	時間給
シニア教授	3,801,600	2,019
シニア准教授	3,537,600	1,878

備考

- この単価表は、シニア教授及びシニア准教授に適用する。
- 年俸給はフルタイム職員に、時間給はパートタイム職員に適用する。

別表第11(第3条関係)

イ (単位:円)

区分	特定事業教員 特定事業研究員 学術研究員 特別研究員		
	前年度末年齢	日給	時間給
A(教授相当)	47～	20,580	2,656
	42～46	18,220	2,351
	38～41	16,620	2,144
B(准教授相当)	38～	15,050	1,942
	34～37	14,260	1,840
	31～33	12,720	1,641
C(講師相当)	34～	13,510	1,743
	31～33	12,720	1,641
	28～30	11,350	1,465
D(助教又は助手相当)	31～	12,720	1,641
	28～30	11,350	1,465
	～27	9,740	1,257

備考 この単価表は、特定事業教員、特定事業研究員、学術研究員及び特別研究員であるものに適用する。

ロ (単位:円)

号給	前年度末年齢	時間給
51	～36	6,500
52	37～48	8,100
53	49～	9,300

備考 この単価表は、職名が非常勤講師で本学の各センター客員部門に採用される者に適用する。

職種	職名	基本給表	日給	時間給	備考
事務補佐員	厚労科研事務支援者A	一般職(一)	8,500	1,097	
技術補佐員	厚労科研技術支援者A		10,000	1,290	
	環境研究総合推進技術支援者A		7,560	975	
	環境研究総合推進技術支援者B		6,390	825	
技能補佐員	埋蔵文化財発掘作業員	一般職(二)		950	
	埋蔵文化財発掘・整理作業員			875	
	埋蔵文化財整理作業員			824	
非常勤教員	非常勤講師	教育職(一)		5,300	
				6,700	法曹養成研究科 修了者に対する答 案作成指導等
				3,000	進路・就職指導
				2,500	課外(日本語)
非常勤研究員	厚労科研研究員A		17,000	2,194	
	厚労科研研究員B		14,500	1,871	
	厚労科研研究員C		10,000	1,290	
	研究機関研究員			5,300	
	中核的研究機関研究員			5,300	
	研究拠点形成リサーチ・アソシエイト		12,800		
非常勤支援員	知的財産マネージャー		19,360	2,498	
	知的財産推進員		9,360	1,208	
	高大連携推進コーディネーター		19,290	2,489	
	キャンパスソーシャルワーカー		12,720	1,641	
	国際戦略事業コーディネーター		9,360		
	国際業務推進オフィサー		9,360		
ティーチング・アシスタント	ティーチング・アシスタント			1,090	修士課程学生
				1,220	博士課程学生
大学院生研究員	大学院生研究員			1,090	修士課程学生
				1,220	博士課程学生
リサーチ・アシスタント	リサーチ・アシスタント			1,220	博士課程学生
	文部科研ジュニア・リサーチ・アソシエイト			1,220	博士課程学生
	研究拠点形成ジュニア・リサーチ・アソシエイト			1,220	博士課程学生
学校医	学校医			3,570	
学校歯科医	学校歯科医			3,570	
学校薬剤師	学校薬剤師	医療職(一)		1,610	

備考 この単価表は、厚労科研事務支援者A、厚労科研技術支援者A、環境研究総合推進技術支援者A～B、埋蔵文化財発掘作業員、埋蔵文化財発掘・整理作業員、埋蔵文化財整理作業員、非常勤講師、厚労科研研究員A～C、研究機関研究員、中核的研究機関研究員、研究拠点形成リサーチ・アソシエイト、知的財産マネージャー、知的財産推進員、高大連携推進コーディネーター、キャンパスソーシャルワーカー、国際戦略事業コーディネーター、国際業務推進オフィサー、ティーチング・アシスタント、大学院生研究員、リサーチ・アシスタント、文部科研ジュニア・リサーチ・アソシエイト、研究拠点形成ジュニア・リサーチ・アソシエイト、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に適用する。

この表における「修士課程」には「博士前期課程」及び「教職大学院の課程」を含むものとし、「博士課程」には「博士前期課程」を除くものとする。

学生区分	職名	基本給表	時間給
学部 に在籍する学生	事務補佐員	一般職(一)	824
	技術補佐員		824
修士課程(博士前期課程を含む)、教職大学院の課程に在籍する学生	事務補佐員	一般職(一)	880
	技術補佐員		880
	教務補佐員	教育職(一)(イ)	1,090
博士課程(博士前期課程を除く)に在籍する学生	事務補佐員	一般職(一)	960
	技術補佐員		960
	教務補佐員	教育職(一)(イ)	1,220

備考 この単価表は、本学学生で事務補佐員、技術補佐員又は教務補佐員に採用される者に適用する。ただし、技術補佐員のうち、別表第6又は別表第7の単価表の適用を受ける者は除く。

ホ (単位:円)

区分	リサーチ・スペシャリスト	
	日給	時間給
A	12,000	1,548
B	12,800	1,652
C	13,840	1,786
D	14,400	1,858

備考 各区分の適用については、別に定める。

ヘ (単位:円)

区分	リサーチサポート・アソシエイト	
	日給	時間給
A	11,120	1,435
B	13,360	1,724
C	13,920	1,796
D	14,480	1,868

備考 各区分の適用については、別に定める。

ト (単位:円)

区分	研究コーディネーター	
	日給	時間給
1	13,930	1,797
2	14,470	1,867
3	15,010	1,937
4	15,530	2,004
5	16,070	2,074
6	16,580	2,139
7	17,030	2,198
8	17,830	2,301

備考 各区分の適用については、別に定める。

チ (単位:円)

号給	指導保育士、保育士		
	前年度末年齢	日給	時間給
51	～24	7,560	976
52	25～29	8,000	1,032
53	30～34	8,130	1,049
54	35～39	8,340	1,076
55	40～44	8,850	1,142
56	45～	9,050	1,168

備考 この単価表は、保育士に適用する。

リ (単位:円)

号給	調理師		
	前年度末年齢	日給	時間給
51	～23	6,390	824
52	24～32	6,560	847
53	33～	6,880	888

備考 この単価表は、調理師に適用する。

ヌ (単位:円)

職種	時間給
業務補助員	824

備考 この単価表は、業務補助員に適用する。

ル (単位:円)

区分	ジョブコーチ
	時間給
A	1,455
B	1,845
C	2,154

備考 各区分の適用については、別に定める。

ヲ (単位:円)

前年度末 在職年数	看護補助者(ナースエイド)	
	時間給	
	標準	有資格者
2年未満	950	1,020
2年以上	1,000	1,070

備考

- この単価表は、看護補助者(ナースエイド)に適用する。
- 有資格者とは、ホームヘルパー1級若しくは2級、介護福祉士、看護師又は准看護師の資格を有する者とする。
- 有資格者に該当する旨の届出のあった翌月から有資格者の時間給単価を適用する。

ワ (単位:円)

区分	URA研究員	
	日給	時間給
1	9,520	1,228
2	10,020	1,293
3	10,270	1,325
4	10,490	1,354

備考 各区分の適用については、別に定める。

カ (単位:円)

前年度末 在職年数	メディカルソーシャルワーカー
	日給
2年未満	8,750

2年以上5年未満	9,450
----------	-------

備考

- 1 この単価表は、メディカルソーシャルワーカーに適用する。
- 2 在職年数については、本学におけるメディカルソーシャルワーカーとしてのものに限る。

ヨ

(単位：円)

号給	アドミッション・オフィサー		
	前年度末年齢	日給	時間給
51	～33	13,790	1,779
52	34～	15,000	1,935

備考 この単価表は、アドミッション・オフィサーに適用する。

附則別表第1(附則第3項関係)
センター非常勤講師時間給単価表
教育職(一)

号給	調整数0
1	5,812
2	6,108
3	6,400
4	6,716
5	7,036
6	7,352
7	7,652
8	7,960
9	8,256
10	8,484
11	8,716
12	8,932
13	9,132
14	9,324
15	9,500
16	9,668
17	9,832
18	9,996
19	10,128
20	10,240

一般職日給単価表(一)
一般職(一)

号給	調整数0	調整数1
1	6,184	6,416
2	6,384	6,616
3	6,584	6,824
4	6,824	7,064
5	7,096	7,328
6	7,368	7,600
7	7,656	7,896
8	8,160	8,456
9	8,480	8,776

備考 この単価表は、事務補佐員、技術補佐員(医療技術に関する職務に従事する者を除く。)、他の単価表の適用を受けないフルタイム職員に適用する。

一般職日給単価表(二)

一般職(二)				
号給	調整数0	調整数1	調整数2	調整数3
1	6,064	6,336	6,608	6,880
2	6,256	6,528	6,800	7,072
3	6,472	6,744	7,016	7,288
4	6,696	6,968	7,240	7,512
5	6,968	7,240	7,512	7,784
6	7,240	7,512	7,784	8,056
7	7,576	7,848	8,120	8,392
8	7,880	8,160	8,432	8,704
9	8,144	8,416	8,688	8,960
10	8,400	8,672	8,944	9,216
11	8,616	8,888	9,160	9,432
12	8,824	9,096	9,368	9,640
13	9,024	9,296	9,568	9,840
14	9,200	9,472	9,744	10,016
15	9,368	9,640	9,912	10,184
16	9,864	10,208	10,544	10,888
17	10,112	10,456	10,800	11,136
18	10,344	10,688	11,024	11,368

備考 この単価表は、技能補佐員及び臨時用務員に適用する。

教育職日給単価表(一)(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)

教育職(一)(イ)		教育職(一)(ロ)		教育職(一)(ハ)		教育職(一)(ニ)		教育職(一)(ホ)	
号給	調整数0	号給	調整数0	号給	調整数0	号給	調整数0	号給	調整数0
1	7,392	1	9,328	1	11,624	1	13,144	1	16,832
2	7,760	2	9,728	2	12,216	2	13,824	2	17,520
3	8,224	3	10,144	3	12,800	3	14,520	3	18,096
4	8,720	4	10,576	4	13,432	4	15,200	4	18,648
5	9,072	5	11,016	5	14,072	5	15,904	5	19,208
6	9,408	6	11,584	6	14,704	6	16,592	6	19,744
7	9,760	7	12,152	7	15,304	7	17,280	7	20,272
8	10,144	8	12,728	8	15,920	8	17,776	8	20,800
9	10,576	9	13,248	9	16,512	9	18,256	9	21,312
10	10,928	10	13,800	10	16,968	10	18,696	10	21,832
11	11,320	11	14,344	11	17,432	11	19,112	11	22,360
12	11,680	12	14,704	12	17,864	12	19,512	12	22,872
13	12,048	13	15,024	13	18,264	13	19,896	13	23,384
14	12,392	14	15,328	14	18,648	14	20,240	14	23,896
15	12,720	15	15,632	15	19,000	15	20,584	15	24,376
16	13,032	16	15,920	16	19,336	16	20,912	16	24,800
17	13,320	17	16,192	17	19,664	17	21,192		
18	13,608	18	16,456	18	19,992				
		19	16,712	19	20,256				
		20	16,960	20	20,480				

備考 この単価表は、教務補佐員、非常勤教員(特定事業教員を除く。)、非常勤研究員(特定事業研究員及び学術研究員を除く。)及びその者の職務内容がそれぞれ教授、准教授、講師、助教及び助手相当と認められる者に適用する。

一般職時間給単価表(一)

一般職(一)			
号給	調整数0	調整数1	東京地区
1	773	802	865
2	798	827	894
3	823	853	922
4	853	883	956
5	887	916	993
6	921	950	1,031
7	957	987	1,072
8	1,020	1,057	1,142
9	1,060	1,097	1,187

備考 この単価表は、事務補佐員、技術補佐員(医療職時間給単価表の適用を受ける者を除く。)、他の単価表の適用を受けないパートタイム職員に適用する。ただし、熊本大学東京事務所に勤務するパートタイム職員は、この単価表における東京地区欄の当該号給の額とする。

一般職時間給単価表(二)

一般職(二)				
号給	調整数0	調整数1	調整数2	調整数3
1	758	792	826	860
2	782	816	850	884
3	809	843	877	911
4	837	871	905	939
5	871	905	939	973
6	905	939	973	1,007
7	947	981	1,015	1,049
8	985	1,020	1,054	1,088
9	1,018	1,052	1,086	1,120
10	1,050	1,084	1,118	1,152
11	1,077	1,111	1,145	1,179
12	1,103	1,137	1,171	1,205
13	1,128	1,162	1,196	1,230
14	1,150	1,184	1,218	1,252
15	1,171	1,205	1,239	1,273
16	1,233	1,276	1,318	1,361
17	1,264	1,307	1,350	1,392
18	1,293	1,336	1,378	1,421

備考 この単価表は、技能補佐員及び臨時用務員に適用する。

教育職時間給単価表(一)(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)

教育職(一)(イ)		教育職(一)(ロ)		教育職(一)(ハ)		教育職(一)(ニ)		教育職(一)(ホ)	
号給	調整数0	号給	調整数0	号給	調整数0	号給	調整数0	号給	調整数0
1	924	1	1,166	1	1,453	1	1,643	1	2,104
2	970	2	1,216	2	1,527	2	1,728	2	2,190
3	1,028	3	1,268	3	1,600	3	1,815	3	2,262
4	1,090	4	1,322	4	1,679	4	1,900	4	2,331
5	1,134	5	1,377	5	1,759	5	1,988	5	2,401
6	1,176	6	1,448	6	1,838	6	2,074	6	2,468
7	1,220	7	1,519	7	1,913	7	2,160	7	2,534
8	1,268	8	1,591	8	1,990	8	2,222	8	2,600
9	1,322	9	1,656	9	2,064	9	2,282	9	2,664
10	1,366	10	1,725	10	2,121	10	2,337	10	2,729
11	1,415	11	1,793	11	2,179	11	2,389	11	2,795
12	1,460	12	1,838	12	2,233	12	2,439	12	2,859
13	1,506	13	1,878	13	2,283	13	2,487	13	2,923
14	1,549	14	1,916	14	2,331	14	2,530	14	2,987
15	1,590	15	1,954	15	2,375	15	2,573	15	3,047
16	1,629	16	1,990	16	2,417	16	2,614	16	3,100
17	1,665	17	2,024	17	2,458	17	2,649		
18	1,701	18	2,057	18	2,499				
		19	2,089	19	2,532				
		20	2,120	20	2,560				

備考 この単価表は、非常勤教員(特定事業教員を除く。)、非常勤研究員(特定事業研究員及び学術研究員を除く。)、ティーチング・アシスタント、大学院生研究員、リサーチ・アシスタント、教務補佐員及びその者の職務内容がそれぞれ教授、准教授、講師、助教及び助手相当と認められる者に適用する。

医療職時間給単価表(一)(イ、ロ)

医療職(一)(イ)

医療職(一)(ロ)

号給	調整数0	調整数2	号給	調整数0	調整数2
1	870	940	1	1,015	1,108
2	908	978	2	1,052	1,144
3	951	1,022	3	1,089	1,181
4	995	1,066	4	1,127	1,220
5	1,030	1,101	5	1,164	1,257
6	1,066	1,136	6	1,202	1,295
7	1,096	1,167	7	1,239	1,332
8	1,127	1,198	8	1,279	1,371
			9	1,321	1,413
			10	1,360	1,453
			11	1,399	1,491
			12	1,436	1,528
			13	1,473	1,565

備考 この単価表は、技術補佐員(臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、栄養士、病理細菌技術職員、視能技術職員、理学療法技術職員、作業療法技術職員、COE技術支援者(医療技術に係るもの)、厚労科研技術支援者(医療技術に係るもの)、研究支援推進員(医療技術に係るもの))に適用する。

医療職時間給単価表(二)(イ、ロ)

医療職(二)(イ)				医療職(二)(ロ)			
号給	調整数0	調整数1	調整数2	号給	調整数0	調整数1	調整数2
1	874	913	952	1	1,028	1,075	1,121
2	906	947	988	2	1,077	1,125	1,174
3	939	982	1,024	3	1,130	1,181	1,232
4	975	1,019	1,063	4	1,163	1,215	1,268
5	1,022	1,068	1,114	5	1,197	1,251	1,305
6	1,070	1,117	1,164	6	1,231	1,286	1,342
7	1,120	1,167	1,214	7	1,269	1,326	1,383
8	1,150	1,197	1,243	8	1,309	1,366	1,423
9	1,180	1,227	1,273	9	1,353	1,410	1,467
10	1,210	1,257	1,304	10	1,395	1,452	1,509
11	1,242	1,288	1,335	11	1,436	1,493	1,550
12	1,274	1,321	1,367	12	1,478	1,535	1,592
13	1,307	1,354	1,401	13	1,520	1,577	1,634
14	1,341	1,388	1,435	14	1,561	1,618	1,675
				15	1,603	1,660	1,717
				16	1,645	1,702	1,759
				17	1,686	1,743	1,800
				18	1,725	1,782	1,839
				19	1,765	1,822	1,879
				20	1,804	1,861	1,918
				21	1,839	1,896	1,953
				22	1,872	1,929	1,986
				23	1,906	1,963	2,020
				24	1,937	1,994	2,051
				25	1,959	2,016	2,074
				26	1,978	2,035	2,093
				27	1,995	2,052	2,109
				28	2,011	2,068	2,125
				29	2,023	2,080	2,137
				30	2,034	2,091	2,149
				31	2,045	2,102	2,160
				32	2,056	2,113	2,170
				33	2,068	2,125	2,183
				34	2,080	2,138	2,195

備考 この単価表は、技術補佐員(看護師、助産師、准看護師、厚労科研技術支援者(看護医療に係るもの))に適用する。

非常勤教員単価表 教育職時間給単価表(二)(イ、ロ、ハ、ニ)

教育職(二)(イ)	
号給	調整数0
1	1,696
2	1,766
3	1,849
4	1,940
5	2,043
6	2,158
7	2,235
8	2,311
9	2,388
10	2,470
11	2,554
12	2,649
13	2,738
14	2,829
15	2,920
16	3,009
17	3,098
18	3,185

非常勤教員単価表 教育職時間給単価表(三)(イ、ロ、ハ、ニ)

教育職(三)(イ)	
号給	調整数0
1	1,696
2	1,766
3	1,849
4	1,940
5	2,043
6	2,158
7	2,235
8	2,310
9	2,386
10	2,463
11	2,543
12	2,627
13	2,710
14	2,791